

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 静岡県警察本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.6 %
全職員	81.1 % ※1

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- % ※2
本庁課長相当職	100.1 %
本庁課長補佐相当職	88.0 %
本庁係長相当職	86.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.4 %
31～35年	86.6 %
26～30年	84.3 %
21～25年	85.1 %
16～20年	80.9 %
11～15年	79.7 %
6～10年	81.3 %
1～5年	86.3 %

【説明欄】

- ・ 「任期の定めのない常勤職員」は、警察官及び警察行政職員（育児短時間勤務職員を含む）の給与について集計しており、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、任期付き短時間勤務職員、再任用職員及び会計年度任用職員の給与について集計している。
- ・ 性別による基本給の差はない。
- ・ 公安職給料表が適用される警察官にあつては男性職員が多く占め、逆に公安職給料表より低い水準の行政職給料表が適用される警察行政職員は女性職員が過半数を占めている。（※1）
- ・ 職務の級が高い職員は、男性職員の割合が多い。（※1）
- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は83.8%である。（※1）
- ・ 役職段階別・本庁部局長・次長相当職について（※2）
該当する女性職員がいないため算定不能

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。